

香川県報



号外

平成 15 年

12月24日(水曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県駐車場規則の一部を改正する規則

（総務学事課）

一

告示

○指定管理者の募集

（総務学事課）

規則

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第七号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条第五項及び第四条」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第十条 香川県駐車場条例第二条第五項の規則で定める業務は、駐車場の維持管理及び供用に関する業務とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

●香川県公告第七百三十三号

次のとおり香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の管理に関し、指定管理者を募集する。

平成十五年十二月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 管理の条件

1 香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場（以下「駐車場」という。）の管理を一括して行うこと。

2 管理期間 平成十六年六月一日から平成二十一年三月三十一日まで

3 利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加及びそれに伴う使用料収入の増加を図る方策を毎年度検討すること。

4 管理経費の節減に努めること。

5 各種トラブル等には迅速かつ適切に対応すること。

6 毎年度、事業開始前には事業計画書を、事業終了後には事業報告書を提出すること。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の関係法令、香川県駐車場条例（平成五年香川県条例第一号）、香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）等を遵守し、駐車場の適切かつ効率的な管理に努めること。

8 管理を通じて取得した個人情報、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

9 管理期間の満了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引継ぎは、適正かつ十分に行うこと。

二 管理の内容

1 駐車場の供用に関すること。

2 駐車場の維持管理に関すること。

3 駐車場の使用料の収納に関すること。

4 駐車場の管理に係る報告等に関すること。

三 応募資格

1 次の要件を満たす法人であること。

(1) 香川県内に事務所又は事業所を有する法人で資本金又は基本財産が一千万円以上の法人であること。

(2) 駐車場の管理運営又は設備保守業務の実績がある法人であること。
2 次のいずれかに該当する法人は、応募者となることができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当する者

(2) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)等に基づき更正又は再生手続をしている法人

(3) 香川県から指名停止措置を受けている法人

(4) 香川県の県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人

四 応募方法

1 応募書類

①申請書 ②事業計画書 ③決算書(貸借対照表、損益計算書等の財務諸表) 過去三年分 ④定款(寄附行為) ⑤法人登記簿謄本 ⑥納税証明書(香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税) ⑦法人の概要等

2 提出部数 正本一部及び副本六部(応募書類の④⑤⑥については、正本一部)

3 応募書類の受付期間 平成十五年十二月二十四日(水曜日)から平成十六年一月二十日(火曜日)まで(香川県の休日を含める) 平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に掲げる日を除く。)の午前九時から午後五時まで
なお、郵便等により送付する場合には、平成十六年一月二十日午後五時までの間に4の提出先で受領したものに限り。

4 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部総務学事課(県庁本館十階) 総務・公有財産グループ 電話番号 〇八七―八三二―三〇七四

五 その他

1 現地説明会の日時及び場所

(1) 平成十六年一月七日 午前十時 香川県番町地下駐車場

(2) 午後一時三十分 香川県玉藻町駐車場

2 指定管理者の指定方法

一次審査及び二次審査により選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

3 その他 詳細は、指定管理者募集要領による。